

## 医療費控除の提出書類が変わります。

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除を受ける際の領収書の提出が不要となり領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が義務化されます。

### 《医療費控除の明細書の記載内容》

- ①医療費通知に関する事項
- ②医療費（上記①以外）の明細（支払先・医療費の金額等を記載します）
- ③控除額の計算

の 3 区分で構成され、医療費の合計額から保険金などで補填される金額を差し引いて計算するようになっています。

- ① は、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。例えば、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です。

### 《医療費控除を受ける際の注意事項》

- ・医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。  
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ・医療費控除とその特例である「セルフメディケーション税制」（3 月 1 日付の短信に解説しています）は、いずれか一方の選択適用になりますので、医療費控除を受ける場合にはセルフメディケーション税制は受けることが出来ません。